

証券コード 8836
令和8年6月11日
(電子提供措置の開始日 令和8年6月4日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル8階
株式会社 R I S E
代表取締役社長 芝 辻 直 基

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第80回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.rise-i.co.jp/ir/sokai.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和8年6月25日（木曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 令和8年6月26日(金曜日) 午前10時(開場午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビルコンファレンススクエア会議室8D
(なお、例年の定時株主総会と会場が異なっておりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第80期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
下記の〔議決権の行使等についてのご案内〕をご参照ください。

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

#### 〔議決権の行使等についてのご案内〕

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (6) 後ページに記載の＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞をご確認ください。

# 事業報告

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、ウクライナ情勢、中東情勢の今後の成行き等により世界経済への大きな懸念が広がり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、不動産賃貸事業と不動産管理事業を収益の柱として事業を推進しております。

不動産賃貸事業売上高は前連結会計年度より2百万円増加し、また、不動産管理事業売上高は新規の不動産管理受託契約締結や物件の入替があったことにより47百万円増加し、売上高合計は49百万円増加し433百万円となっております。これにより売上総利益は50百万円増加し371百万円となりました。販売費及一般管理費は、支払手数料が増加したこと等により前連結会計年度より37百万円増加しております。

営業利益は前連結会計年度より12百万円増加し47百万円となりました。

営業外収益、営業外費用それぞれで1百万円計上しており、経常利益は前連結会計年度より13百万円増加し48百万円となっております。また、特別利益で固定資産売却益31百万円及び受取保険金15百万円を計上しております。法人税、住民税及び事業税を44百万円、法人税等調整額を△0百万円計上しており、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益50百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は不動産賃貸事業売上高174百万円（前期は172百万円）、不動産管理事業売上高258百万円（前期は211百万円）の合計433百万円（前期は383百万円）となりました。売上総利益は371百万円（前期は321百万円）、営業利益は47百万円（前期は34百万円）、経常利益は48百万円（前期は34百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は50百万円（前期は9百万円）となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区分                        | 第 77 期<br>(4.4.1～<br>5.3.31) | 第 78 期<br>(5.4.1～<br>6.3.31) | 第 79 期<br>(6.4.1～<br>7.3.31) | 第 80 期<br>(当期)<br>(7.4.1～<br>8.3.31) |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高                       | 339                          | 349                          | 383                          | 433                                  |
| 経常利益                      | 10                           | 13                           | 34                           | 48                                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(△純損失) | 24                           | △11                          | 9                            | 50                                   |
| 1株当たり当期<br>純利益(△純損失)      | △1.25円                       | △1.66円                       | △1.64円                       | △1.37円                               |
| 総資産                       | 2,390                        | 2,300                        | 1,826                        | 1,854                                |
| 純資産                       | 2,061                        | 2,049                        | 1,648                        | 1,699                                |

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社であるヨウテイホールディングス合同会社は、当社の普通株式 48,966,772株、優先株式6,244,307株を保有しております。なお、当該優先株式の取得請求権の行使期間は、平成29年7月31日をもって満了しております。

親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金<br>百万円 | 当社の出資比率<br>% | 主要な事業内容     |
|-------------------|------------|--------------|-------------|
| FREアセットマネジメント株式会社 | 100        | 100          | 不動産の賃貸および管理 |

#### (4) 対処すべき課題

今後の不動産市場を取り巻く環境は、ウクライナ情勢や中東情勢が今後の成行き等により世界経済への大きな懸念が広がり、今後の日本経済を取巻く環境は引き続き予断を許さない状況が続くと予想されます。

この様な不安定な環境の中で当社グループの中核事業であります不動産賃貸事業や不動産管理事業にも景気動向による影響は大きなものになってまいります。今後は、不動産賃貸先、不動産管理物件オーナー、ユーザーとの関係をこれまで以上に緊密にしサービスの提供に努め事業へのこれらの影響を最小限にとどめるように対処していく所存でございます。併せて恒常的に経費の削減を進め利益とキャッシュ・フローを重視して事業の拡大を推進していく所存であります。

#### (5) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

不動産の賃貸および管理

#### (6) 主要な事業所（令和8年3月31日現在）

株式会社R I S E（当社）

本 社：東京都港区

F R E アセットマネジメント株式会社（子会社）

本 社：東京都港区

**(7) 使用人の状況（令和8年3月31日現在）**

**① 企業集団の使用人の状況**

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 11名     | 1名減         |

（注） 使用人数には、出向者、パートタイマー、アルバイトおよび休職者を含みません。

**② 当社の使用人の状況**

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 3名      | 0名        | 63.0歳   | 16.9年       |

（注） 使用人数には、出向者、パートタイマー、アルバイトおよび休職者を含みません。

**(8) 主要な借入先の状況（令和8年3月31日現在）**

金融機関からの借入金はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和8年3月31日現在）

|            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 165,000,000株 |
| 普通株式       | 145,000,000株 |
| 優先株式       | 20,000,000株  |
| ② 発行済株式の総数 | 102,257,584株 |
| 普通株式       | 96,013,277株  |
| 優先株式       | 6,244,307株   |
| ③ 株主数      | 10,992名      |
| 普通株式       | 10,992名      |
| 優先株式       | 1名           |

### ④ 大株主の状況

| 株 主 名                      | 持 株 数    |         |          | 持株比率   |
|----------------------------|----------|---------|----------|--------|
|                            | 普通株式     | 優先株式    | 合 計      |        |
| ヨウテイホールディングス合同会社           | 48,966千株 | 6,244千株 | 55,211千株 | 53.99% |
| 小 松 稔                      | 4,178千株  | －千株     | 4,178千株  | 4.08%  |
| 株 式 会 社 チ ン タ イ バ ン ク      | 4,054千株  | －千株     | 4,054千株  | 3.96%  |
| 山 田 祥 美                    | 1,300千株  | －千株     | 1,300千株  | 1.27%  |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口      | 1,064千株  | －千株     | 1,064千株  | 1.04%  |
| 中 野 慎 二                    | 1,050千株  | －千株     | 1,050千株  | 1.02%  |
| RBC CAPITAL MARKETS, LLC-2 | 875千株    | －千株     | 875千株    | 0.85%  |
| マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社      | 841千株    | －千株     | 841千株    | 0.82%  |
| 藤 原 正 樹                    | 700千株    | －千株     | 700千株    | 0.68%  |
| 株 式 会 社 SBI 証 券            | 596千株    | －千株     | 596千株    | 0.58%  |

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。  
2. 持株比率は、自己株式66株を控除して計算しております。  
3. 当社取締役会において、令和8年3月31日を基準日とする優先株式の優先配当金の支払について決議していないため、優先株式は、当社第80回定時株主総会において議決権を有しております。

### (2) 新株予約権等の状況（令和8年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当する事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（令和8年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名      | 担当および重要な兼職の状況                                                                              |
|----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長    | ※芝 辻 直 基 | F R E アセットマネジメント株式会社 取締役                                                                   |
| 取締役      | 山 口 達 也  | F R E アセットマネジメント株式会社 取締役<br>ブルーホライゾン債権回収株式会社<br>常務取締役                                      |
| 取締役      | 森 岡 幸 人  | 株式会社クオーレ 代表取締役<br>株式会社エムズ・ブロー 代表取締役<br>株式会社オリンボスホールディング<br>代表取締役<br>オリンボス債権回収株式会社 代表取締役    |
| 常勤監査役    | 新 保 康 博  |                                                                                            |
| 監査役      | 松 本 健 吾  | 松本総合法律事務所・弁護士<br>ブルーホライゾン債権回収株式会社 取締役                                                      |
| 監査役      | 池 田 勉    | 池田公認会計士事務所・公認会計士<br>赤坂有限責任監査法人 代表社員<br>赤坂税理士法人 社員<br>株式会社アイリックコーポレーション 監査役<br>タメニー株式会社 監査役 |

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。  
 2. 取締役森岡幸人氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役松本健吾、池田 勉の両氏は、社外監査役であります。  
 4. 当社は取締役森岡幸人氏および監査役松本健吾、池田 勉の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。  
 5. 監査役池田 勉氏は、公認会計士の資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 事業年度中に辞任した取締役および監査役

当事業年度中に辞任した取締役および監査役はおりません。

### ③ 取締役および監査役の報酬等

| 区 分            | 支 給 人 員    | 支 給 額           |
|----------------|------------|-----------------|
| 取締役<br>(社外取締役) | 4名<br>(1名) | 31百万円<br>(3百万円) |
| 監査役<br>(社外監査役) | 3名<br>(2名) | 11百万円<br>(6百万円) |
| 合 計            | 7名         | 42百万円           |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第63回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第63回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)です。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および委任に関する事項は、役員個別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長芝辻直基がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長芝辻直基によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役に原案を諮問のうえ答申を得るものとし、代表取締役社長芝辻直基は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。
- なお、代表取締役社長芝辻直基に権限を委任した理由は、当社グループを取巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬を決定できると判断したためです。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役森岡幸人氏は、株式会社クオーレ、株式会社エムズ・ブラウ、株式会社オリンポスホールディング、オリンポス債権回収株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当該各社と当社との間に特別な関係はありません。

#### ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役松本健吾氏は、ブルーホライゾン債権回収株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社との間に特別な関係はありません。

監査役池田勉氏は、株式会社アイリックコーポレーションおよびタメニー株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社との間に特別な関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況  
・取締役会および監査役会への出席状況

|          | 取締役会（12回開催） |      | 監査役会（12回開催） |      |
|----------|-------------|------|-------------|------|
|          | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 森岡幸人 | 10回         | 83%  | —           | —    |
| 監査役 松本健吾 | 12回         | 100% | 12回         | 100% |
| 監査役 池田勉  | 12回         | 100% | 12回         | 100% |

(注) 1. 取締役会における発言状況

- (1) 取締役森岡幸人氏は、当事業年度開催の取締役会に10回出席し、金融業界における豊富な経験と専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なうとともに、経営陣の監督に努めております。
- (2) 監査役松本健吾氏は、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
- (3) 監査役池田勉氏は、公認会計士として企業会計もしくは税務的な見地から、公正な意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。

2. 監査役会における発言状況

- (1) 監査役松本健吾氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、内部監査について適宜、必要な発言を行なっております。
- (2) 監査役池田勉氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、公認会計士として当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行なっております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、管理職従業員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求につきましては、上記保険契約により填補されません。

なお、保険料は全額会社が負担しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 19百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、すでにコンプライアンス規程を定めており、上記規程の内容について代表取締役、ならびに各取締役が使用人への周知を図り、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。タイムリーディスクロージャーについては、これを所管する経営管理部において東京証券取引所の基準に従って適正に開示されているかどうかをチェックするため、内部監査室を設置し監視するものとする。

ロ. 財務報告の適正性を確保するため、代表取締役および取締役は全使用人に対し、適正な計算書類の作成がきわめて重要性を有するものであることをあらゆる機会に認識させるよう努めるものとする。また、当社は、財務諸表作成のプロセスにおいて、虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう社内通報規程に則り各部に所属する使用人が相互に牽制するシステムを構築するものとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に保存する。取締役および監査役は、上記文書管理規程により、常時これら文書等を閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程を定め、同規程第3章にある当社のリスク管理基本方針を確認し、リスク状況の監視ならびに全社的対応は経営管理部が主管部署として所管し、各部の所管業務に付随するリスク管理は、各部が行うものとする。当社は、社内研修規程を定め、リスク管理、コンプライアンス、および個人情報保護等に関する取締役・使用人に対する研修を義務付けるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。

また、取締役および使用人が業務分掌・職務権限規程に基づき職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は次のとおりである。

・ F R E アセットマネジメント株式会社

イ. 当社および子会社の各取締役会は、各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を保有する。

ロ. 当社および子会社は、各社内における内部統制の構築を目指し、当社に企業グループ全体の内部統制に関する担当部署を経営管理部内に設ける。当社の内部監査室は、当社の業務の適正の確保をチェックする。また当社は、子会社管理規程に基づき、内部統制に関する子会社との間の情報の共有化、ならびに子会社に対する指導・管理等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するように努めるものとする。

ハ. 内部監査室は、その結果を当社および子会社の代表取締役社長、取締役ならびに経営管理部内にある企業グループ全体における内部統制に関する担当部署に報告する。上記担当部署は、必要に応じて企業グループ全体における業務の適正性確保のための改善策を提案し、これを実施するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助すべき使用人は当面配置しない。但し監査役から当該使用人の配置を求められた場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価および異動等においても、独立性を確保する体制とする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役会規程、社内通報規程、リスク管理規程、およびコンプライアンス規程等に基づいて、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況に関する事項、および社内通報状況に関する事項等の内容を速やかに報告する。
- ロ. 当社は、監査役による業務執行取締役、ならびに執行役員その他使用人から、随時個別にヒアリングする機会を積極的に設け、さらに代表取締役、および監査法人との間において定期的に意見交換する機会を設けるものとする。監査役の業務遂行に非協力の場合の懲戒については、就業規則・役員就業規則の条項を適宜適用するものとする。
- ハ. 当社監査役は、内部監査室を通じて、当社の業務の適正性確保のため必要な措置を講じることができるものとする。当社内部監査室は、監査役に対して、業務の適正に関する情報を定期的に提供するものとする。
- ニ. 監査役がその職務執行について生ずる費用は、円滑に処理を行うものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社の「企業倫理行動指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用、評価を継続的に行うことで、不備に対する必要な是正措置を講ずるものとする。

## **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査役会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## **(7) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## **(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、利益配分につきましては、利益還元を念頭に置き、総合的に経営を勘案して、収益状況に対応した配当を行うことを基本としております。

また、当社では会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

今後の利益還元につきましては、財務基盤の安定と業績の推移等を注視しながら、剰余金の配当を行ってまいりたいと考えております。

# 連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額   | 科 目           | 金 額   |
|----------|-------|---------------|-------|
| 資 産 の 部  |       | 負 債 の 部       |       |
| 流 動 資 産  | 518   | 流 動 負 債       | 87    |
| 現金及び預金   | 466   | 支払手形及び買掛金     | 1     |
| 棚卸資産     | 0     | 1年内返済予定の長期借入金 | 10    |
| 未収収益     | 35    | 未払費用          | 25    |
| その他      | 16    | 前受収益          | 10    |
| 貸倒引当金    | △0    | 預り金           | 2     |
| 固 定 資 産  | 1,336 | 未払法人税等        | 21    |
| 有形固定資産   | 1,262 | 未払消費税等        | 9     |
| 建物       | 90    | 賞与引当金         | 5     |
| 土地       | 1,169 | 固 定 負 債       | 67    |
| その他      | 2     | 退職給付に係る負債     | 6     |
| 無形固定資産   | 0     | 役員退職慰労引当金     | 25    |
| ソフトウェア   | 0     | その他           | 36    |
| その他      | 0     | 負 債 合 計       | 155   |
| 投資その他の資産 | 73    | 純 資 産 の 部     |       |
| 投資有価証券   | 6     | 株 主 資 本       | 1,699 |
| 長期貸付金    | 54    | 資 本 金         | 100   |
| 差入保証金    | 52    | 資 本 剰 余 金     | 1,613 |
| その他      | 14    | 利 益 剰 余 金     | △14   |
| 貸倒引当金    | △53   | 自 己 株 式       | △0    |
| 資 産 合 計  | 1,854 | 純 資 産 合 計     | 1,699 |
|          |       | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,854 |

# 連結損益計算書

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額 |
|-------------------------------|-----|
| 売 上 高                         | 433 |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 売 上 高           | 174 |
| 不 動 産 管 理 事 業 売 上 高           | 258 |
| 売 上 原 価                       | 61  |
| 売 上 総 利 益                     | 371 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 324 |
| 営 業 利 益                       | 47  |
| 営 業 外 収 益                     | 1   |
| 受 取 利 息                       | 0   |
| 受 取 配 当 金                     | 0   |
| 償 却 債 権 取 立 益                 | 0   |
| 雑 収 入                         | 0   |
| 営 業 外 費 用                     | 1   |
| 支 払 利 息                       | 0   |
| 雑 損 失                         | 0   |
| 経 常 利 益                       | 48  |
| 特 別 利 益                       | 47  |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 31  |
| 受 取 保 険 金                     | 15  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 95  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 44  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △0  |
| 当 期 純 利 益                     | 50  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 50  |

## 連結株主資本等変動計算書

（令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                     | 株 主 資 本 |       |       |         |        | 純資産合計 |
|---------------------|---------|-------|-------|---------|--------|-------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |       |
| 当 期 首 残 高           | 100     | 1,613 | △65   | △0      | 1,648  | 1,648 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |       |         |        |       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 |         |       | 50    |         | 50     | 50    |
| 自己株式の取得             |         |       |       | △0      | △0     | △0    |
| 当期変動額合計             | －       | －     | 50    | △0      | 50     | 50    |
| 当 期 末 残 高           | 100     | 1,613 | △14   | △0      | 1,699  | 1,699 |

## 連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 F R E アセットマネジメント株式会社

#### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

持分法非適用の非連結子会社および関連会社はありません。

### (3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (5) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

##### イ. その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

主な耐用年数 建物 3～24年

その他 4～20年

- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)  
・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えて、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 控除対象外消費税等の会計処理 控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ロ. 収益及び費用の計上基準 不動産管理事業  
不動産の設備保守管理、清掃、警備、テナント管理等を行う事業であります。  
不動産管理契約に基づき、上記業務のサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は一定期間にわたり充足されるものであります。マンスリーレポートを提出し、契約に基づいた金額を収益として認識しております。取引価格は、契約により決定されております。
- ハ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債および退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

##### ① 当連結会計年度計上額

|              |         |          |
|--------------|---------|----------|
| 減損損失         | 当連結会計年度 | 一百万円     |
| 固定資産（賃貸等不動産） | 当連結会計年度 | 1,183百万円 |

（当連結会計年度において減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。）

##### ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### イ. 算出方法

賃貸不動産は規則的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。当社グループの一部の賃貸不動産については減損の兆候（期末帳簿価額は878百万円）及び減損の認識（期末帳簿価額は90百万円）が認められましたが、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることや、回収可能価額が期末帳簿価額を上回っていたため減損損失を計上しておりません。

#### ロ. 主要な仮定

賃貸不動産の割引前将来キャッシュ・フローを算出するにあたって、収益還元法及び直接還元法による収益価格を主要な指標として考えており、その指標の主要な仮定は、純収益の予測、割引率、還元利回り等です。純収益の予測において収入項目では、現行の賃貸借契約に基づく契約賃料を基礎としており、査定した継続賃料変動率によって安定的な水準と認められる賃料を想定しております。

割引率は、長期投資における期待利回りの指標となる長期国債の利回り等を基準としたリスクフリーレートに、対象不動産のリスクプレミアムを加算して求める方法から7.6%を想定しております。当期の還元利回りは、最もリスクが低い地域に位置する類似用途の利回りを基準とし、対象不動産に対するスプレッドを加減し、8.0%及び14.0%を想定しております。

#### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の指標のうち、純収益の予測の収入項目は、ウクライナ情勢や中東情勢の今後の成行き等の影響を含めた経済環境の変動や借主の業界状況、金利の変動、資産の減価等を理由に見積りの不確実性が高いと想定されます。仮に契約賃料が今後下落することを想定した場合、16%下落で0百万円、20%下落で6百万円、25%下落で13百万円それぞれ減損損失が発生するリスクがあることとなります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 棚卸資産の内訳  
     原材料及び貯蔵品 0百万円
- (2) 未収収益  
     未収収益のうち、顧客との契約から生じる債権の金額 35百万円
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 743百万円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 売上高  
     売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 258百万円

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

|             | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 増 加 株 式 数 | 減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末<br>株 式 数 |
|-------------|------------------|-----------|-----------|-------------------|
| 発 行 済 株 式   |                  |           |           |                   |
| 普 通 株 式     | 96,013千株         | －千株       | －千株       | 96,013千株          |
| A 種 優 先 株 式 | 6,244千株          | －千株       | －千株       | 6,244千株           |
| 合 計         | 102,257千株        | －千株       | －千株       | 102,257千株         |

- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 66株

- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                | 株式の種類  | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日       | 効力発生日     |
|-------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和8年5月15日<br>取締役会 | A種優先株式 | 385             | 61.75           | 令和8年3月31日 | 令和8年6月15日 |

注、重要な後発事象で記載しております当社株式に対する公開買付の成立等を効力発生の条件としております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画、設備計画に照らして、必要な資金を調達しますが、当連結会計年度末は銀行借入の残高はありません。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

取引先企業等に対する差入保証金及び長期貸付金があります。長期貸付金には、個別に折衝し、入金日を約定し回収を図るものおよび回収努力をしておりますが、回収にある程度期間を要するものもあります。これらの長期債権に対して回収可能性を吟味し個別に貸倒引当金を設定しております。

長期借入金は、不動産の賃貸借契約に際し賃借人より預っている建設協力金であり、契約期間内に均等に返済し契約終了時において返済が終了するものであります。

#### ③ 金融商品に係わるリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

当社は、営業部門と管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日、残高、財務状況を管理し、回収懸念の早期把握に努め、経理規程に基づき適切に処理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### ロ. 市場リスク（時価や金利等の変動リスク）の管理

当社は、営業債権債務について、現金決済を原則としているため、金利変動リスクはありません。

##### ハ. 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。連結子会社においても同様に行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

|                    | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|---------------------|----------|----------|
| 差入保証金              | 52                  | 37       | △15      |
| 長期債権               |                     |          |          |
| 長期貸付金              | 54                  |          |          |
| 貸倒引当金(※)           | △53                 |          |          |
|                    | 0                   | 0        | △0       |
| 資産計                | 52                  | 37       | △15      |
| 長期借入金(1年内返済予定分を含む) | 10                  | 10       | △0       |
| 負債計                | 10                  | 10       | △0       |

(※) 長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「未収収益」、「支払手形及び買掛金」、「預り金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 6                |
| 出資金   | 0                |

3. 金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|--------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 466           | —                    | —                     | —             |
| 未収収益   | 35            | —                    | —                     | —             |
| 差入保証金  | 3             | 1                    | 46                    | —             |
| 長期貸付金  | 0             | 0                    | 0                     | 0             |
| 合計     | 505           | 1                    | 47                    | 0             |

#### 4. 連結決算日後の返済予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 支払手形及び買掛金 | 1             | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 預り金       | 2             | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 未払法人税等    | 21            | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 未払消費税等    | 9             | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金     | 10            | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 合計        | 45            | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |

#### 5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（百万円） |      |      |    |
|-------|---------|------|------|----|
|       | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | —       | 37   | —    | 37 |
| 長期貸付金 | —       | 0    | —    | 0  |
| 資産計   | —       | 37   | —    | 37 |
| 長期借入金 | —       | 10   | —    | 10 |
| 負債計   | —       | 10   | —    | 10 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定する方法によって算定し、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 長期貸付金

長期貸付金は、相手先別に個別に入金日を約定している債権と、今後回収折衝を行うものの債権回収が長期に亘ると見込まれる債権からなります。後者の債権回収には今後5年間を要すると想定し、与信上の信用リスクの分類に基づき時価算定を行なっております。時価は連結会計年度末日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額について将来回収キャッシュ・フローを見積もり、長期借入金利等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金（1年内返済予定分を含む）

長期借入金の時価は、連結決算日後から返済時期までの残存期間の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、千葉県および北海道において賃貸商業施設および賃貸住居施設を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 用途     | 連結貸借対照表計上額  |                      |            | 当連結会計年度末の時価 |
|--------|-------------|----------------------|------------|-------------|
|        | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額<br>(△は減少) | 当連結会計年度末残高 |             |
| 賃貸商業施設 | 918         | △40                  | 878        | 1,290       |
| 賃貸住居施設 | 93          | △3                   | 90         | 110         |
| 賃貸土地   | 215         | —                    | 215        | 377         |
| 賃貸商業施設 | 2           | △2                   | —          | —           |
| 合計     | 1,229       | △46                  | 1,183      | 1,777       |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、減少額は、主に売却及び減価償却費他によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書及び賃貸契約書（借地権設定契約）の売却予定金額（売買金額）等を基準に、公示価格や近隣の商業環境等の情勢を勘案した金額を使用して算定しております。

また、賃貸等不動産に関する令和8年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 用途     | 連結損益計算書における金額 |      |      |
|--------|---------------|------|------|
|        | 営業収益          | 営業原価 | 営業利益 |
| 賃貸商業施設 | 134           | 47   | 86   |
| 賃貸住居施設 | 20            | 7    | 12   |
| 賃貸土地   | 18            | 5    | 13   |
| 賃貸商業施設 | 0             | 0    | 0    |
| 合計     | 174           | 60   | 113  |

- (注) 1. 営業収益および営業原価は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）であり、それぞれ「不動産賃貸事業売上高」および「売上原価」に計上しております。
2. 営業原価は、少額な賃貸等不動産をを含んでいないことにより、連結損益計算書の売上原価の金額と差異が生じております。

## 9. 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

令和8年3月期における収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                   | 不動産管理事業 | 合計  |
|-------------------|---------|-----|
| 一時点で移転される収益       | —       | —   |
| 一定の期間にわたって移転される収益 | 258     | 258 |
| 外部顧客への売上高         | 258     | 258 |

売上高合計と顧客との契約から生じる収益との関係は以下のとおりであります。

なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(単位：百万円)

|               | 不動産賃貸事業 | 不動産管理事業 | 合計  |
|---------------|---------|---------|-----|
| 顧客との契約から生じる収益 | —       | 258     | 258 |
| その他の収益        | 174     | —       | 174 |
| 売上高合計         | 174     | 258     | 433 |

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

△24円26銭

(2) 1株当たり当期純損失

1円37銭

## 11. 重要な後発事象

### 1. 固定資産賃貸借契約の締結

令和8年4月22日開催の当社取締役会において、固定資産の賃貸借契約を締結することを決議いたしました。

#### 契約の概要

|      |                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象資産 | 千葉県野田市七光台358番、359番、360番<br>土地：面積10,492.55㎡<br>建物：延床面積1,919.98㎡<br>駐車場：延床面積6,088.14㎡<br>附属設備：延床面積34.93㎡ |
| 契約先  | 岡山県岡山市北区駅前町一丁目1番1号<br>成通商事株式会社                                                                         |
| 賃料   | 月額10百万円（税抜）                                                                                            |
| 契約期間 | 2026年8月2日～2031年8月1日（5年間）                                                                               |
| 契約形態 | 定期借家（土地付き建物）                                                                                           |
| 契約日  | 2026年5月1日                                                                                              |

2. JTMホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明、連結子会社の異動を伴う株式譲渡並びに優先株式に係る剰余金の配当について、令和8年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。尚、株式譲渡及び剰余金の配当は、公開買付の成立等を効力発生の条件としております。

#### (1) 当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明

##### 【公開買付の概要】

|        |                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 買付け予定者 | JTMホールディングス株式会社<br>大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北5番6                                  |
| 目的     | 連結子会社化                                                                   |
| 買付期間   | 2026年5月18日～2026年6月12日                                                    |
| 買付価格   | 当社普通株式1株につき 金17円<br>当社優先株式1株につき 金17円                                     |
| 買付株式数  | 当社普通株式 48,966,772株<br>当社優先株式 6,244,307株<br>計 55,211,079株                 |
| その他    | 本公開買付成立後も普通株式の上場維持を予定<br>また、公開買付者は、本公開買付後において優先株式の内容を普通株式に変更することを予定している。 |

当社の意見表明 公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明

#### (2) 連結子会社の異動を伴う株式譲渡

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 異動対象会社 | FREアセットマネジメント株式会社 |
| 譲渡の相手先 | ヨウテイホールディングス合同会社  |

譲渡株式数 7,788株（譲渡後の所有株式数0株）

譲渡価額の総額 385,600,000円

譲渡契約締結日 2026年5月15日

株式譲渡実行日 2026年6月15日予定

(3) 優先株式に係る剰余金の配当

配当の内容

基準日 2026年3月31日

対象株式 A種優先株式

配当金総額 385,600,000円（1株当たり配当金61.75円）

決議日 2026年5月15日

効力発生日 2026年6月15日

配当原資 資本剰余金

その他 上記（2）の株式譲渡における株式譲渡代金と配当金総額は、同額とすることを予定しており、当該譲渡代金債権と配当金支払請求権を対等額にて相殺することを決議しております。

# 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 科 目             | 金 額   |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 資 産 の 部         |       | 負 債 の 部         |       |
| 流 動 資 産         | 233   | 流 動 負 債         | 45    |
| 現金及び預金          | 221   | 1年内返済予定の長期借入金   | 10    |
| 原材料及び貯蔵品        | 0     | 未 払 費 用         | 20    |
| 前 払 費 用         | 8     | 前 受 収 益         | 10    |
| そ の 他           | 3     | 預 り 金           | 1     |
| 貸 倒 引 当 金       | △0    | 未 払 法 人 税 等     | 1     |
| 固 定 資 産         | 1,285 | 未 払 消 費 税 等     | 1     |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,261 | 固 定 負 債         | 37    |
| 建 物             | 89    | 退 職 給 付 引 当 金   | 1     |
| 構 築 物           | 0     | そ の 他           | 36    |
| 工具、器具及び備品       | 1     | 負 債 合 計         | 83    |
| 土 地             | 1,169 | 純 資 産 の 部       |       |
| 無 形 固 定 資 産     | 0     | 株 主 資 本         | 1,436 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 0     | 資 本 金           | 100   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 24    | 資 本 剰 余 金       | 1,613 |
| 投 資 有 価 証 券     | 6     | 資 本 準 備 金       | 85    |
| 関 係 会 社 株 式     | 2     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 1,528 |
| 長 期 貸 付 金       | 54    | 利 益 剰 余 金       | △277  |
| そ の 他           | 15    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △277  |
| 貸 倒 引 当 金       | △53   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △277  |
| 資 産 合 計         | 1,519 | 自 己 株 式         | △0    |
|                 |       | 純 資 産 合 計       | 1,436 |
|                 |       | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,519 |

# 損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額 |
|------------------------|-----|
| 売 上 高                  | 174 |
| 売 上 原 価                | 63  |
| 売 上 総 利 益              | 110 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    | 172 |
| 営 業 損 失                | 61  |
| 営 業 外 収 益              | 1   |
| 営 業 外 費 用              | 0   |
| 経 常 損 失                | 61  |
| 特 別 利 益                | 27  |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 11  |
| 受 取 保 険 金              | 15  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失        | 33  |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1   |
| 当 期 純 損 失              | 34  |

## 株主資本等変動計算書

（令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                  | 株 主 資 本 |           |                  |                 |                                 |                 |      |            | 純資産<br>合計 |
|------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|---------------------------------|-----------------|------|------------|-----------|
|                  | 資本金     | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金                           |                 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |           |
|                  |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |      |            |           |
| 当 期 首 残 高        | 100     | 85        | 1,528            | 1,613           | △242                            | △242            | △0   | 1,471      | 1,471     |
| 当 期 変 動 額        |         |           |                  |                 |                                 |                 |      |            |           |
| 当 期 純 損 失        |         |           |                  |                 | △34                             | △34             |      | △34        | △34       |
| 自己株式の取得          |         |           |                  |                 |                                 |                 | △0   | △0         | △0        |
| 当 期 変 動 額<br>合 計 | －       | －         | －                | －               | △34                             | △34             | △0   | △34        | △34       |
| 当 期 末 残 高        | 100     | 85        | 1,528            | 1,613           | △277                            | △277            | △0   | 1,436      | 1,436     |

## 個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 2. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3～24年

工具、器具及び備品

6年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の  
会計処理方法

控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

##### ① 当事業年度計上額

減損損失 一百万円、 固定資産（賃貸等不動産） 1,183百万円

（当事業年度において減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。）

##### ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### イ. 算出方法

賃貸不動産は規則的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の可否を判定する必要があります。当社の一部の賃貸不動産については減損の兆候（期末帳簿価額は878百万円）及び減損の認識（期末帳簿価額は90百万円）が認められましたが、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることや、回収可能価額が期末帳簿価額を上回っていたため減損損失を計上しておりません。

##### ロ. 主要な仮定

賃貸不動産の割引前将来キャッシュ・フローを算出するにあたって、収益還元法及び直接還元法による収益価格を主要な指標として考えており、その指標の主要な仮定は、純収益の予測、割引率、還元利回り等です。純収益の予測において収入項目では、現行の賃貸借契約に基づく契約賃料を基礎としており、査定した継続賃料変動率によって安定的な水準と認められる賃料を想定しております。

割引率は、長期投資における期待利回りの指標となる長期国債の利回り等を基準としたリスクフリーレートに、対象不動産のリスクプレミアムを加算して求める方法から7.6%を想定しております。当期の還元利回りは、最もリスクが低い地域に位置する類似用途の利回りを基準とし、対象不動産に対するスプレッドを加減し、8.0%及び14.0%を想定しております。

##### ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の指標のうち、純収益の予測の収入項目は、ウクライナ情勢や中東情勢の今後の成行き等の影響を含めた経済環境の変動や借主の業界状況、金利の変動、資産の減価等を理由に見積りの不確実性が高いと想定されます。仮に契約賃料が今後下落することを想定した場合、16%下落で0百万円、20%下落で6百万円、25%下落で13百万円それぞれ減損損失が発生するリスクがあることになります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

727百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 66株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 421百万円

債権償却損 1,072百万円

貸倒引当金 17百万円

棚卸資産評価損 108百万円

減価償却限度超過額 107百万円

有価証券評価損 20百万円

その他 47百万円

---

繰延税金資産小計 1,795百万円

評価性引当額 △1,735百万円

---

繰延税金資産合計 59百万円

繰延税金負債

長期前受収益 41百万円

土地建物評価 18百万円

---

繰延税金負債合計 59百万円

---

繰延税金資産純額 一百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

| 種 類 | 会社等の名称                   | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係       | 取引内容                   | 取引金額(百万円) | 科 目       | 期末残高(百万円) |
|-----|--------------------------|-----------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | FRE<br>アセット<br>マネジメント(株) | 100.0%    | 資金の<br>借入<br>返済 | 資金の<br>借入<br>返済<br>(注) | 60        | 短期<br>借入金 | —         |
|     |                          |           |                 | 利息の<br>支払い             | 0         | 未払<br>費用  | —         |

取引の条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、資金繰りを考慮し借入の実行及び返済をしている。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | △27円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円27銭   |

## 9. 重要な後発事象

連結注記表「11. 重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

株式会社 RISE  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社RISEの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社RISE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

「11. 重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は令和8年5月15日開催の取締役会において、JTMホールディングス株式会社による会社の株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明、連結子会社の異動を伴う株式譲渡並びに優先株式に係る剰余金の配当について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
- 利害関係  
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第80期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月21日

株式会社RISE 監査役会

常勤監査役 新 保 康 博 ㊞

監 査 役 松 本 健 吾 ㊞

監 査 役 池 田 勉 ㊞

（注） 監査役松本健吾、池田 勉の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

株式会社 RISE  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社RISEの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

「9.重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は令和8年5月15日開催の取締役会において、JTMホールディングス株式会社による会社の株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明、連結子会社の異動を伴う株式譲渡並びに優先株式に係る剰余金の配当について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月21日

株式会社RISE      監査役会

常勤監査役    新 保 康 博 ㊞

監 査 役    松 本 健 吾 ㊞

監 査 役    池 田   勉 ㊞

(注) 監査役松本健吾、池田 勉の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役3名選任の件

取締役3名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式<br>の種類および数           |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1          | しば つじ なお き<br>芝 辻 直 基<br>(昭和33年7月31日生) | <p>昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）</p> <p>昭和63年4月 ドイツ証券会社 東京支店（現ドイツ証券会社 東京支店）</p> <p>平成6年7月 クレディ・リヨネ証券会社 東京支店（現クレディ・アグリコル証券会社 東京支店）</p> <p>平成13年8月 極東証券株式会社</p> <p>平成13年12月 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社代表取締役</p> <p>平成14年4月 同社取締役管理部長</p> <p>平成15年10月 同社チーフ・ファイナンシャル・オフィサー</p> <p>平成18年6月 グロース・リート・アドバイザーズ株式会社代表取締役</p> <p>平成21年4月 東京グロースリート投資法人 執行役員（現インヴィンシブル投資法人）</p> <p>平成22年2月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役</p> <p>平成26年7月 サムティアセットマネジメント株式会社</p> <p>平成26年10月 同社リート運用本部リート企画部部长</p> <p>平成27年12月 同社コンプライアンスチーム マネージャー</p> <p>平成28年4月 同社コンプライアンスチーム シニア・コンプライアンスオフィサー</p> <p>平成28年9月 同社 退職</p> <p>平成29年2月 当社入社 顧問</p> <p>平成29年2月 株式会社プレスト<br/>代表取締役社長</p> <p>平成29年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>令和2年1月 F R E アセットマネジメント株式会社 取締役（現任）</p> | <p>普通株式 0株</p> <p>優先株式 0株</p> |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式<br>の種類および数    |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2          | やま ぐち たつ や<br>山 口 達 也<br>(昭和46年4月5日生)   | 平成6年4月 NISグループ株式会社(旧商号株<br>式会社ニッシン) 入社<br>平成15年10月 同社経営企画部副部長<br>平成16年3月 ニッシン債権回収株式会社(現<br>ブルーホライゾン債権回収株式<br>会社) 入社<br>同社経営企画部長<br>平成17年11月 同社経営企画部長兼総務部長<br>平成18年8月 同社執行役員経営管理部長<br>平成19年6月 同社常務取締役(現任)<br>平成28年6月 当社取締役<br>平成28年6月 株式会社プレスト 取締役<br>平成29年2月 当社代表取締役社長<br>平成29年6月 当社取締役(現任)<br>令和2年1月 F R E アセットマネジメント株<br>式会社 取締役(現任) | 普通株式 2,600株<br>優先株式 0株 |
| 3          | もり おか ゆき ひと<br>森 岡 幸 人<br>(昭和33年9月25日生) | 昭和57年4月 株式会社レイク入社<br>昭和63年10月 株式会社ダイリツ入社<br>営業管理課長及び取締役事業本<br>部部長<br>平成元年3月 株式会社ハーツコーポレーショ<br>ン代表取締役<br>平成2年2月 株式会社パスキー 取締役事業<br>本部長及び代表取締役<br>平成13年8月 株式会社クオーレ代表取締役<br>(現任)<br>平成14年2月 株式会社エムズ・ブロー代表取<br>締役(現任)<br>平成19年5月 株式会社オリンポスホールディ<br>ング代表取締役(現任)<br>平成19年6月 オリンポス債権回収株式会社<br>代表取締役(現任)<br>平成28年6月 当社取締役(現任)                   | 普通株式 0株<br>優先株式 0株     |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役、監査役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。故意または過失に起因する損害賠償請求につきましては、上記保険契約により填補されません。  
各候補者が取締役就任した場合、当該保険の被保険者として次回更新時には同内容で更新する予定としております。  
なお、保険料は全額当社が負担しております。
3. 取締役候補者森岡幸人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。  
なお、当社は森岡幸人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 森岡幸人氏を社外取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行できると判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、森岡幸人氏との間で責任限定契約を締結しており、再任の場合、同契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。「社外取締役は会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する。」
6. 森岡幸人氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和8年6月25日（木曜日）の午後5時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

② スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号  
 日比谷国際ビル 8 階  
 日比谷国際ビルコンファレンススクエア会議室 8 D  
 電話03-5157-5039



### ■会場最寄駅

- 「内幸町」駅直結（都営地下鉄三田線）
- 「霞ヶ関」駅直結（東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線）
- 「虎ノ門」駅 徒歩5分（東京メトロ銀座線）
- 「新橋」駅 徒歩10分（JR各線・都営地下鉄浅草線・ゆりかもめ）

### お願い

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。